

議案第 6 7 号

長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、子育て支援センターの子どもの一時預かり事業の廃止に関し、長久手市子育て支援センター条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

長久手市子育て支援センター条例（平成20年長久手町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事業） 第2条 支援センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）～（5） （略） <u>（6）</u> （略）	（事業） 第2条 支援センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）～（5） （略） <u>（6）</u> <u>子どもの一時預かり事業</u> <u>（7）</u> （略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、子育て支援センターの子どもの一時預かり事業の廃止に関し、長久手市子育て支援センター条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、令和8年3月31日をもって子育て支援センターの子どもの一時預かり事業を廃止することから、条例を改正するものです。

2 改正の内容

子育て支援センターが行う事業から、子どもの一時預かり事業を除くこと。
(第2条関係)

3 今後の影響

条例の改正により、子育て支援センターの子どもの一時預かり事業が廃止されます。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。